

「電気さく」の施設に関するQ&A

Q. 「電気さく」は自由に施設できますか？

A. 電気さくは、田畠や牧場などで、野獣の侵入や家畜の脱出を防止する場合に限り施設できます。施設に際しては、前ページの「[電気さく]施設上の注意」を守る必要があります。

Q. 危険表示はどうに行なうことが必要ですか？

A. 電気さくを施設する場合には、電源の種類や電圧の大きさにかかわらず、必ず周囲の人が容易に視認できる位置や間隔、見やすい文字で表示を行うことが必要です。

Q. どのような場合に漏電遮断器を設置する必要がありますか？

A. 人が通る公道などと、さく、へい等で分離されていない場所（人が容易に立ち入れる場所）に電気さくを施設し、30ボルト以上の電源（家庭のコンセント等）から電気を供給する場合です。バッテリーなど30ボルト未満の電源を使用する場合や、登山道などから離れた山林や人が容易に触れるおそれがない高さの場所（フェンスの上に電線を施設する場合など）に電気さくを施設する場合は必要ありません。

Q. 必要な漏電遮断器はどうなものですか？

A. 15ミリアンペア以上の漏電が0.1秒間以上起こったときに、電気を遮断するものです。
漏電遮断器には、
①家庭用のコンセントに接続するもの
②家庭用の分電盤（ブレーカー）に施設するものの2通りがあります。なおこのうち、②の工事は、資格を持つた電気工事が行う必要があります。また漏電遮断器については、電気さくメーカーなどにお問い合わせください。

Q. 電気さく施設に関する相談・問い合わせ先はどこですか？

A. 電気さくメーカーまたはお近くの地方自治体にお問い合わせください。
……このパンフレットに関するお問い合わせ先・・・・

経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課
〒100-8986 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL:03-3501-1742 FAX:03-3580-8486

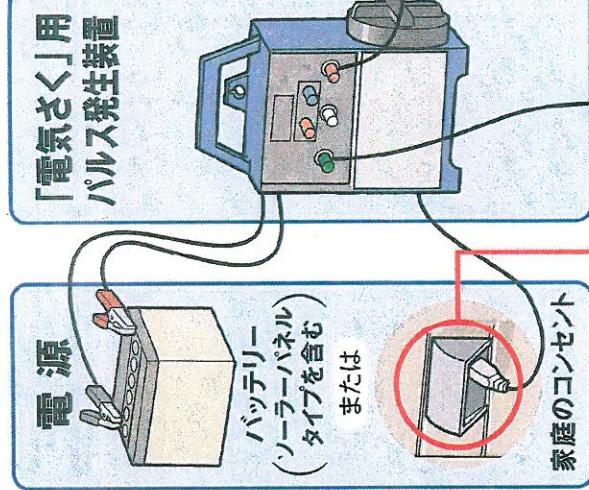
R100

「電気さく」とは？

●田畠や牧場などで、高圧の電流による電気刺激によって、野獣の侵入や家畜の脱出を防止する「さく」のことです。

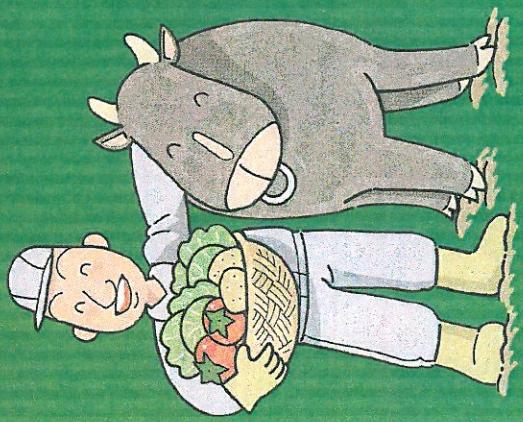
●「電気さく」は、人にに対する危険防止のために、電気事業法によって施設方法が定められています。

「電気さく」施設上の注意



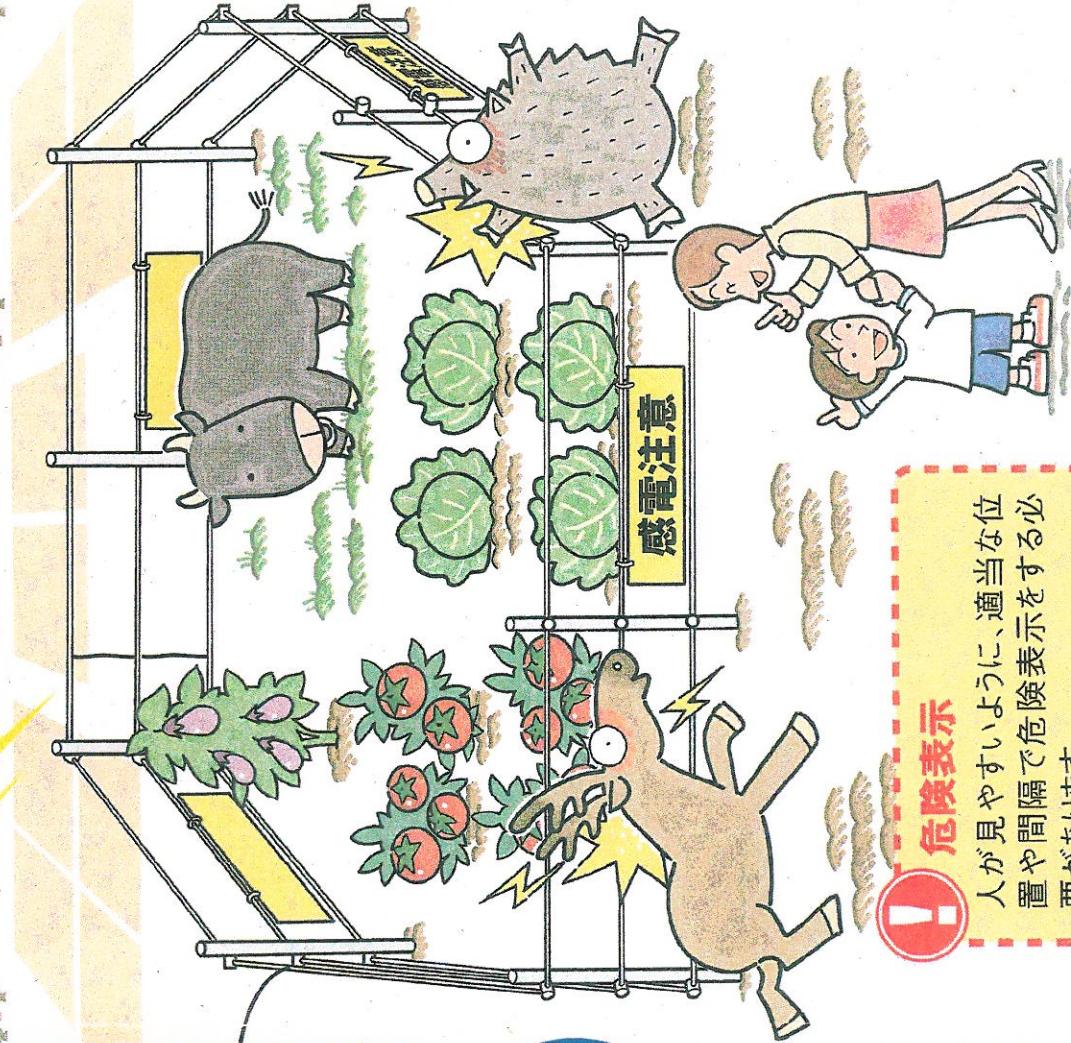
漏電遮断器の設置

●「電気さく」を公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、30ボルト以上の電源（家庭のコンセントなど）から漏電を供給するときは、危険防止のため漏電遮断器を設置する必要があります。



電波発生による障害の防止

●「電気さく」から発生する電波が、テレビやラジオなどの無線設備に継続的に障害を生じさせないように施設する必要があります。



危険表示

●人が見やすいように、適当な位置や間隔で危険表示をする必要があります。

